

資料 1 - 5

## 公務員倫理研修の実施状況

平成17年度社会保険大学校における公務員倫理研修実施状況

研修名	研修科目	時間	受講者数	講師
新規採用者研修	◆社会保険職員としての倫理・行動規範 ・サービス制度 ・公務員倫理 ・社会保険庁職員行動規範	2H	555人	社会保険庁総務部職員課
一般職員研修	◆期待される公務員をめざして ・公務員倫理 ・仕事の進め方 ・コミュニケーション	2H	713人	株式会社アイベック・ビジネス教育研究所
中堅職員専門実務研修	◆公務員倫理・コンプライアンス ・公務員倫理 ・公務の特性についての認識 ・公務員倫理との中核としてのサービス ・国家公務員倫理法のねらいと周知徹底	1.5H	451人	財団法人公務研修協議会
中間監督者研修	◆公務員倫理・コンプライアンス ・公務員倫理 ・公務の特性についての認識 ・公務員倫理との中核としてのサービス ・国家公務員倫理法のねらいと周知徹底	1.5H	185人	〃
管理者研修	◆公務員倫理・行動規範 ・公務員倫理 ・利害関係者	1H	114人	社会保険庁総務部職員課

職務階層別

研修名		研修科目	時間	受講者数	講師
業務別	指導医療官研修	◆行政の仕組みと服務 ・服務制度 ・公務員倫理	1H	38人	財団法人公務研修協議会
本庁	主査研修	◆公務員倫理・コンプライアンス ・公務員倫理 ・公務の特性についての認識 ・公務員倫理とその中核としての服務 ・国家公務員倫理法のねらいと周知徹底	1.5H	53人	〃
	係長研修	◆公務員倫理・コンプライアンス ・公務員倫理 ・公務の特性についての認識 ・公務員倫理とその中核としての服務 ・国家公務員倫理法のねらいと周知徹底	2H	25人	〃
	課長補佐(1次)研修	◆公務員倫理・コンプライアンス ・公務員倫理 ・公務の特性についての認識 ・公務員倫理とその中核としての服務 ・国家公務員倫理法のねらいと周知徹底	1.5H	6人	〃
	課長補佐(2次)研修	◆公務員倫理・コンプライアンス ・公務員倫理 ・公務の特性についての認識 ・公務員倫理とその中核としての服務 ・国家公務員倫理法のねらいと周知徹底	1.5H	14人	〃

公務員倫理研修の講義内容

研修名	研修内容			
	テーマ1	テーマ2	テーマ3	テーマ4
新規採用者研修	<b>服務制度</b> ■ 服務の意義 ■ 国家公務員の性格とこれに伴う服務の特質 ■ 公務員の義務の種類 ・職務上の義務 ・職務外の義務 ■ 服務義務違反に対する制裁 ・懲戒罰 ・刑事罰	<b>公務員倫理</b> ■ 国家公務員倫理規程 ・倫理行動基準 ■ 利害関係者とは ■ 利害関係者との間における規制 ■ 利害関係者でない者等との間でも許されない行為	<b>社会保険庁職員行動規範</b> ■ お客様第一 ■ 国民へのサービス向上 ■ 安心と信頼 ■ 公平・公正 ■ 個人情報の保護 ■ 法令遵守・公務員倫理 ■ コスト意識	
一般職員研修	<b>公務員倫理</b> ■ 権利意識 ■ 組織と個人 ■ 隣人を愛す ■ 自然を守る	<b>仕事の進め方</b> ■ 職務とは ■ 職務の種類 ・職務の目的による分類 ・公務における職務階層 ■ 業務を適確に遂行するために ・必要な法令・規則・通達を理解する ・情報の収集・整理に努める ・情報公開制度や説明責任を踏まえた対応	<b>コミュニケーション</b> ■ チームワークづくりの基本 ■ 職場の良い人間関係を保つ ■ 組織におけるコミュニケーションの重要性 ■ 上司とのコミュニケーション ■ 同僚とのコミュニケーション	
中堅職員専門実務研修	<b>公務員倫理</b> ■ 公務員倫理 ・基本的な心構え ・禁止行為	<b>公務の特性についての認識</b> ■ 公務の特性と留意点 ・公益性、公平・中立性、権力性、独占性 ■ 国民の公務員を見る目の変化 ■ 公共利益の実現のために	<b>公務員倫理とその中核としての服務</b> ■ 3つの義務 ・宣誓の義務、法令及び上司の命令に従う義務 職務専念の義務 ■ 3つの禁止 ・争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止 秘密漏洩の禁止 ■ 4つの制限 ・政治的行為の制限、営利企業の経営の制限 私企業等への関与の制限、営利企業への就職の制限	<b>国家公務員倫理法のねらいと周知徹底</b> ■ 問題点の抽出 ・組織・制度、職務遂行、職員の資質、外部的要因 ■ 職員の意識改革 ・職場風土と職場のモラル ・モラルの高い職場 ■ 組織秩序維持のため ・懲戒処分基準 ・綱紀粛正通達

研修名	研修内容			
	テーマ1	テーマ2	テーマ3	テーマ4
中間監督者研修	<b>公務員倫理</b> ■公務員倫理 ・基本的な心構え ・禁止行為	<b>公務の特性についての認識</b> ■公務の特性と留意点 ・公益性、公平・中立性、権力性、独占性 ■国民の公務員を見る目の変化 ■公共利益の実現のために	<b>公務員倫理とその中核としての服務</b> ■3つの義務 ・宣誓の義務、法令及び上司の命令に従う義務 職務専念の義務 ■3つの禁止 ・争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止 秘密漏洩の禁止 ■4つの制限 ・政治的行為の制限、営利企業の経営の制限 私企業等への関与の制限、営利企業への就職の制限	<b>国家公務員倫理法のねらいと周知徹底</b> ■問題点の抽出 ・組織・制度、職務遂行、職員の資質、外部的要因 ■職員の意識改革 ・職場風土と職場のモラル ・モラルの高い職場 ■組織秩序維持のため ・懲戒処分基準 ・綱紀厳正通達
管理者研修	<b>公務員倫理</b> ■国家公務員としての3つの基本的な心構え ・倫理保持のルールを守り、誇りと責任感を持つ ・倫理行動基準に照らして行動する ・相手が利害関係者かどうか等、疑問があったら、倫理監督官又は倫理管理官に相談する	<b>利害関係者</b> ■利害関係者とは ■利害関係者との間で禁止されている行為 ■利害関係のない事業者等との間で禁止されている行為 ■違反行為に関する懲戒基準 処分の随伴効果 ■「できること」「できないこと」		
指導医療官研修	<b>服務制度</b> ■服務規程 服務の根本基準 ■3つの義務 ■3つの禁止 ■4つの制限 ■懲戒 ・懲戒の事由 ・懲戒処分の種類及び効果 ・その他の処分	<b>公務員倫理</b> ■公務員倫理 ・基本的な心構え ・禁止行為		

研修名	研修内容			
	テーマ1	テーマ2	テーマ3	テーマ4
主査研修	<b>公務員倫理</b> <b>■公務員倫理</b> ・基本的な心構え ・禁止行為	<b>公務の特性についての認識</b> <b>■公務の特性と留意点</b> ・公益性、公平・中立性、権力性、独占性 <b>■国民の公務員を見る目の変化</b> <b>■公共利益の実現のために</b>	<b>公務員倫理とその中核としての服務</b> <b>■3つの義務</b> ・宣誓の義務、法令及び上司の命令に従う義務 職務専念の義務 <b>■3つの禁止</b> ・争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止 秘密漏洩の禁止 <b>■4つの制限</b> ・政治的行為の制限、営利企業の経営の制限 私企業等への関与の制限、営利企業への就職の制限	<b>国家公務員倫理法のねらいと周知徹底</b> <b>■問題点の抽出</b> ・組織・制度、職務遂行、職員の資質、外部的要因 <b>■職員の意識改革</b> ・職場風土と職場のモラル ・モラルの高い職場 <b>■組織秩序維持のため</b> ・懲戒処分基準 ・綱紀厳正通達
係長研修	<b>公務員倫理</b> <b>■公務員倫理</b> ・基本的な心構え ・禁止行為	<b>公務の特性についての認識</b> <b>■公務の特性と留意点</b> ・公益性、公平・中立性、権力性、独占性 <b>■国民の公務員を見る目の変化</b> <b>■公共利益の実現のために</b>	<b>公務員倫理とその中核としての服務</b> <b>■3つの義務</b> ・宣誓の義務、法令及び上司の命令に従う義務 職務専念の義務 <b>■3つの禁止</b> ・争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止 秘密漏洩の禁止 <b>■4つの制限</b> ・政治的行為の制限、営利企業の経営の制限 私企業等への関与の制限、営利企業への就職の制限	<b>国家公務員倫理法のねらいと周知徹底</b> <b>■問題点の抽出</b> ・組織・制度、職務遂行、職員の資質、外部的要因 <b>■職員の意識改革</b> ・職場風土と職場のモラル ・モラルの高い職場 <b>■組織秩序維持のため</b> ・懲戒処分基準 ・綱紀厳正通達
課長補佐(1次)研修	<b>公務員倫理</b> <b>■公務員倫理</b> ・基本的な心構え ・禁止行為	<b>公務の特性についての認識</b> <b>■公務の特性と留意点</b> ・公益性、公平・中立性、権力性、独占性 <b>■国民の公務員を見る目の変化</b> <b>■公共利益の実現のために</b>	<b>公務員倫理とその中核としての服務</b> <b>■3つの義務</b> ・宣誓の義務、法令及び上司の命令に従う義務 職務専念の義務 <b>■3つの禁止</b> ・争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止 秘密漏洩の禁止 <b>■4つの制限</b> ・政治的行為の制限、営利企業の経営の制限 私企業等への関与の制限、営利企業への就職の制限	<b>国家公務員倫理法のねらいと周知徹底</b> <b>■問題点の抽出</b> ・組織・制度、職務遂行、職員の資質、外部的要因 <b>■職員の意識改革</b> ・職場風土と職場のモラル ・モラルの高い職場 <b>■組織秩序維持のため</b> ・懲戒処分基準 ・綱紀厳正通達

研修名	研修内容			
	テーマ1	テーマ2	テーマ3	テーマ4
課長補佐(2次)研修	<b>公務員倫理</b> <b>■公務員倫理</b> ・基本的な心構え ・禁止行為	<b>公務の特性についての認識</b> <b>■公務の特性と留意点</b> ・公益性、公平・中立性、権力性、独占性 <b>■国民の公務員を見る目の変化</b> <b>■公共利益の実現のために</b>	<b>公務員倫理とその中核としての服務</b> <b>■3つの義務</b> ・宣誓の義務、法令及び上司の命令に従う義務 職務専念の義務 <b>■3つの禁止</b> ・争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止 秘密漏洩の禁止 <b>■4つの制限</b> ・政治的行為の制限、営利企業の経営の制限 私企業等への関与の制限、営利企業への就職の制限	<b>国家公務員倫理法のねらいと周知徹底</b> <b>■問題点の抽出</b> ・組織・制度、職務遂行、職員の資質、外部的要因 <b>■職員の意識改革</b> ・職場風土と職場のモラル ・モラルの高い職場 <b>■組織秩序維持のため</b> ・懲戒処分基準 ・綱紀肅正通達